

■ 1 目的と役割

土木部は、インフラの充実と有効活用を通じて、県民の安全・安心の確保と、地域の活力の増進を図り、県民が将来に希望をもって暮らせる県土づくりに貢献する。

県政を車の構造に例えると、産業振興計画などの基本政策は、推進力を生み出す”エンジン”であり、インフラは、それを支える”シャーシ”と言える。県勢浮揚のためには、エンジンの力を余すところなく発揮できる強靱なシャーシが必要であり、それらは一体となって機能することが求められる。

このため、「高知県社会資本整備推進本部」において、インフラを整備する側と利用する側のマッチングを図るとともに、情報共有されたニーズやストック効果なども十分に踏まえて、社会資本の効率的・効果的な整備を図っていく。

■ 2 重点目標

産業振興計画などの施策群を支えるとともに、南海トラフ地震や豪雨から生命や財産を守るインフラ整備を集中的かつ効果的に進めるため、県工事の早期発注に努める。

また、建設産業のデジタル化による働き方改革の実現や、生産性の向上を図るため、インフラ分野のデジタル化を強力に推進する。

(1) 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

① 揺れに備える（住宅課、建築指導課）

高知県耐震改修促進計画（第2期計画・H29.12策定）に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進する。

ア) 既存住宅の耐震化

〔目標〕耐震改修1,500棟/年（R1～R3の3年間で4,500棟を耐震化）

イ) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

〔目標〕耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進
市町村が行う緊急輸送道路等の指定の支援

② 津波に備える（河川課、港湾海岸課）

ア) 重要港湾の防波堤等の整備

〔目標〕高知港（三重防護対策）の防波堤の整備

- ・東第1防波堤の粘り強い化の促進（R5年度完成）
- ・桂浜防波堤の粘り強い化の促進（R7年度完成）
- ・南防波堤の整備促進（R7年度完成）
- ・東第2防波堤の整備推進（R13年度完成）

〔目標〕須崎港防波堤の粘り強い化の促進（R4年度完成）

〔目標〕宿毛湾港池島第2防波堤の粘り強い化の促進（R5年度完成）

イ) 河川・海岸などの地震・津波対策

[目標] 浦戸湾

- ・河川堤防：三重防護対策と連携した耐震対策の推進
- ・海岸堤防：三重防護対策の推進（R13 年度完成）

浦戸湾以外

- ・宿毛市の地震・津波（長期浸水）対策の推進（R13 年度完成）
- ・土佐市（宇佐漁港海岸）の地震・津波対策の推進（R11 年度完成）
- ・奈半利町（奈半利港海岸）の地震・津波対策の推進（R7 年度完成）

[目標] 直轄高知港海岸（三重防護対策）：海岸堤防の耐震対策の促進（R13 年度完成）

直轄高知海岸：海岸堤防の耐震対策（香南工区）の早期事業化

③ 輸送ルートを確保する（道路課、都市計画課、港湾・海岸課）

ア) 高知県道路啓開計画の実効性向上

[目標] より実践的な訓練の実施

- ・国や県建設業協会等との連携

イ) 橋梁耐震対策の推進

[目標] 緊急輸送道路上の橋梁耐震対策の推進（被災後速やかに橋の機能を回復できる性能に引き上げる対策）

- ・四国広域道路啓開計画上の橋梁 67 橋の耐震対策（2020 年代半ば完了）

[目標] 緊急輸送道路以外の啓開ルート等の落橋対策の推進

- ・要対策橋梁 33 橋の落橋対策（2020 年代半ばに完了）

ウ) 都市計画道路高知駅秦南町線の整備促進

[目標] 大規模災害時の救助活動を担う高知北消防署や広域的な災害拠点病院である高知赤十字病院へのアクセス道路となるため、R4 年度末の全線 4 車供用を目指す。

エ) 海上における緊急輸送の確保

[目標] 防災拠点港における岸壁の耐震化の推進

④ 復旧・復興に備える（用地対策課、都市計画課）

ア) 地籍調査の促進

[目標] 津波浸水エリアにおける地籍調査の進捗率を年間 2 %以上（R3 年度までに津波浸水エリアにおける進捗率を 35%以上とする）

イ) 震災復興まちづくり訓練の実施

[目標] 南海トラフ地震など大規模災害が発生した後、迅速な都市の復興を図るため、「高知県震災復興都市計画指針（手引書）」に沿った訓練を実施し、市町村職員等の復興体制の強化や対応力の向上を目指す。

(2) 豪雨等災害対策の推進

① 中小河川の治水対策(河川課)

温暖化に伴う豪雨の頻発化・激甚化と高まる浸水リスクへの備え

[目標] ダメージを蓄積させない適正な維持管理

- ・豪雨に備えた、年間を通じた計画的な維持管理の実施（緊急浚渫推進事業費などの積極的な活用）

[目標] 浸水被害の恐れが高い河川の早期改修

- ・連続的な改修に合わせて、ボトルネック箇所の局部的改修により早期に解消

[目標] 流域治水プロジェクトの策定、公表（6水系）

- ・流域全体で実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定、公表（R3年度末）

② 河川の再度災害防止対策（河川課）

国や市町村と連携した総合的な浸水対策

[目標] 宇治川流域

- ・県による天神ヶ谷川の河川改修の推進、国による宇治川排水機場のポンプ増設などによる床上浸水解消（R3年度完了）

[目標] 日下川流域

- ・県による日下川・戸梶川の河川改修の推進、国による日下川放水路などによる床上浸水解消（R4年度完了）

[目標] 相ノ沢川流域

- ・県による楠島川放水路の建設、国による楠島川放水路樋門の建設、市による楠島川排水機場の建設などによる床上浸水解消（R4年度完了）

③ ダム建設事業の推進（河川課）

ア) ダム再生事業の推進

[目標] 早明浦ダム : 水資源機構と調整し、事業の円滑な進捗

[目標] 鏡ダム、永瀬ダム : ダム再生計画の策定（R4年度）

イ) 新規ダム建設事業の推進

[目標] 和食ダム : 本体建設工事の完成（R6年度）

[目標] 春遠ダム : 本体建設工事の着手（R4年度）

④ 県内各ダムの治水機能強化（河川課）

[目標] R3年度の出水期から、今まで利用していなかった利水容量を治水に活用する。

⑤ 海岸における高潮・高波対策の推進（港湾・海岸課）

[目標] 離岸堤等の整備による高潮・高波対策の推進

⑥ 土砂災害対策の推進（防災砂防課）

ア) 土砂災害リスクの軽減

〔目標〕 土砂災害特別警戒区域等の指定の促進（R3 年度完了）

〔目標〕 土砂災害対策に関する市町村への指導・支援の取り組み強化

イ) 土砂災害防止対策実施方針の策定

〔目標〕 土砂災害防止対策実施方針の策定

(3) 観光振興、地場産業など、地域経済活性化を支援

① 四国8の字ネットワーク等の整備促進（道路課）

地域の経済活動を支える高規格道路の整備

〔目標〕 県内の「四国8の字ネットワーク」等の整備促進（R5 年度末に62%）

〔目標〕 事業中区間の早期開通

（四国8の字ネットワーク）

・北川道路（2-2 工区）トンネル区間（R5 年度開通）

（高知松山自動車道）

・高知西バイパス 鎌田～波川（R3 年秋頃開通）

・越知道路（2 工区）バイパス区間（R4 年度開通）

〔目標〕 計画段階評価完了区間の早期事業化

・宿毛～内海、奈半利～安芸

② 観光振興や地場産業を支援するインフラの整備（道路課、都市計画課、公園下水道課）

ア) 産業振興推進計画地域アクションプランの取り組みを支援する道路の整備

〔目標〕 産業振興を支援する道路の整備推進

イ) はりまや町一宮線（はりまや工区）の整備促進

〔目標〕 全線4車線化に向けた栈橋工事の整備促進（R6 年度）

ウ) 高知観光キャンペーン「リョーマの休日」の取り組みに資する施設整備等

〔目標〕 都市公園を活用した観光振興の促進

エ) 「第2期高知県スポーツ推進計画 Ver. 4」と連携した公園施設等の整備

〔目標〕 スポーツ大会・合宿の誘致促進や利便性に優れた公園施設等の整備

③ 中山間地域の活性化の推進と安全・安心の確保（道路課、住宅課）

ア) 中山間地域の産業振興の支援に必要なインフラ整備

〔目標〕 住民の暮らしや基幹産業、集落活動センターの取り組み等を支援するために、地域住民が安全・安心に通行できる道路ネットワークを早期に構築する1.5車線の道路整備を推進する。

イ) 空き家など住宅ストックを活用した移住促進

〔目標〕 空き家などを再生・活用した移住の促進及び都市部と中山間地域の交流を促進する。

④ インフラの着実な維持管理（道路課）

5か年加速化対策で新たに柱として位置付けられた予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

〔目標〕 道路施設の点検の推進（R5年度に二巡目の点検を完了）

修繕対策の実施（R5年度までに一巡目点検で判定Ⅲ施設の対策を完了）

⑤ 建設業の活性化を支援（土木政策課、技術管理課）

建設業が将来にわたって社会的役割を果たしていける体制の構築を図るため、「高知県建設業活性化プラン」を実行し、働き方改革や人材確保をさらに推進する。

ア) 公共工事の品質と担い手の確保

〔目標〕 十分な工期の確保、工事の平準化の推進

〔目標〕 適切な予定価格の設定

イ) 県内建設業の活性化への支援

〔目標〕 人材確保の推進

〔目標〕 技術開発への支援

ウ) コンプライアンス確立に向けた取り組み

〔目標〕 事業者向け及び県・市町村職員向け研修の実施によるコンプライアンスの徹底

エ) 「高知県建設業活性化プラン」の見直し

〔目標〕 「高知県建設業活性化プラン」の見直しを実施（R3年度）

⑥ 「第2期高知新港振興プラン」の推進及び「第3期高知新港振興プラン」の策定（港湾振興課）

高知新港の持つポテンシャルを最大限に活かして、地産外商の拡大や観光振興に取り組むこととしている「第2期高知新港振興プラン」（H29.10）がR3年度に最終年度を迎えることから、R4年度から5か年を対象期間とする「第3期高知新港振興プラン」をR3年度中に策定する。

ア) 「第2期高知新港振興プラン」の実現に向けた取り組み

○ コンテナ貨物取扱量の増加及び新たな航路の誘致

〔目標〕 県内貨物の集貨・創貨による外航航路（東南アジア方面）の誘致実現

○ バルク貨物取扱量の増加

〔目標〕 バルク貨物の増加に対応した港湾機能の向上による地場産業の競争力強化

○ クルーズ客船の円滑な受入と誘致の取組強化

〔目標〕 西日本太平洋側の客船寄港地として定着化・発展

○ 物流（コンテナ、バルク）及びクルーズ観光の共存

〔目標〕 岸壁利用方針の策定、土地利用計画の再編等

イ) 「第2期高知新港振興プラン」の総括、「第3期高知新港振興プラン」の策定

〔目標〕 第3期高知新港振興プランを課題別部会開催等を通じて策定する。

⑦ 高知新港の企業用地の利活用 及び 宿毛湾港工業流通団地への企業誘致等の推進（港湾振興課）

ア) 高知新港の企業用地

〔目標〕 輸出入を通じた産業振興やにぎわいづくり（高台用地については、更に災害時の緊急避難場所としての活用）

イ) 宿毛湾港工業流通団地

〔目標〕 宿毛市等と連携した、港湾関連企業や水産加工業等の企業誘致

（４）インフラ分野のデジタル化推進（技術管理課）

建設産業のデジタル化による働き方改革の実現や生産性の向上を図るため、デジタル技術等を活用したインフラ分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。

〔目標〕 遠隔通信等のデジタル技術の活用推進

〔目標〕 建設業へのICT施工の普及拡大

〔目標〕 行政サービスのデジタル化・システム化

〔目標〕 デジタル技術を利用した「インフラの充実と有効活用」

■ 3 目標達成のための主要な取り組み

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化予算を最大限に活用し、「安全、安心な高知」を実現するため、発注目標を設定するとともに事業推進体制を構築し、県工事の早期発注を図っていく。

また、県内建設事業者へのICT施工の普及拡大やデジタル技術を活用できる人材育成など、インフラ分野のデジタル化を強力に推進する。

（１）南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

① 揺れに備える（住宅課、建築指導課）

ア) 既存住宅の耐震化

- 住宅の耐震改修については、国の総合支援メニューを活用し、市町村と連携して「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づく取り組みを進める。
- 地域の実態を十分に把握すると同時に、住宅所有者に耐震診断・耐震設計・耐震改修に対する支援制度を広く周知するため、戸別訪問や地区カルテ作成の実施を促進する。
- 耐震改修技術学校など実務的な講習会を開催し、耐震改修に携わる技術者を育成する。
- 耐震化に係る住宅所有者の負担軽減を図るため、耐震設計等への上乗せ補助や段階的耐震改修にかかる支援制度を維持していく。
- 耐震診断を省略して耐震設計から始めることのできる仕組みの普及を進める。
- 非木造住宅の耐震化を促進する。

イ) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

- 緊急輸送道路等の確保を目的として耐震診断の実施を義務付けた沿道建築物の診断実施を促進する。

- 耐震診断が義務付けられた建築物のうち既に診断を実施したものに対し、補強改修の実施に向けた啓発と支援を行う。
- 防災拠点として使用するために耐震化を図る建築物の追加指定を行う。

② 津波に備える（河川課、港湾海岸課）

ア) 重要港湾の防波堤等の整備

- 重要港湾3港の防波堤の延伸、粘り強い化の事業促進のため、予算の重点配分について政策提言を継続する。

イ) 河川・海岸などの地震・津波対策

- 浦戸湾
 - ・河川堤防：重点区間2 下田川、介良川で耐震工事を推進する。
重点区間3 国分川で耐震工事を推進する。
 - ・海岸堤防：重点区間2 潮江工区及び高須工区（吸江地区）の早期完成に向けた耐震工事を推進する。
- 浦戸湾以外
 - ・宿毛市の地震・津波対策（長期浸水）として、新田海岸、宿毛湾港海岸、大深浦海岸で耐震工事を推進する。
 - ・土佐市（宇佐漁港海岸）の地震・津波対策として、宇佐地区、井尻地区の海岸堤防の耐震工事を推進する。
 - ・奈半利町（奈半利港海岸）の地震・津波対策として、海岸堤防の整備を推進する。
- 事業の着実な推進のため、予算の重点配分や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算の確保について政策提言を継続する。
- 高知海岸の対策促進のため、香南工区の直轄事業化に向けて、関係機関と調整を行うとともに、新たに政策提言を実施する。

③ 輸送ルートを確認する（道路課、都市計画課、港湾・海岸課）

ア) 高知県道路啓開計画の実効性向上

- 実践的な道路啓開訓練を実施する。
- 重機位置の把握について検討を進める。
- 啓開に必要な道路用仮設資材の確保に向けて検討を進める。

イ) 橋梁耐震対策の推進

- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策を推進する。（R2年度末：5/67橋完了）
 - ・国道381号など優先度の高い橋梁から工事を推進
- 緊急輸送道路以外の啓開ルート等の落橋対策を推進する。（R2年度末：25/33橋完了）

ウ) 都市計画道路高知駅秦南町線の整備推進

- 4車線化に必要となる久万川の橋梁拡幅工事を推進する。
- 産業道路から久万川までの区間の拡幅工事を推進する。

エ) 海上における緊急輸送の確保

- 須崎港で耐震強化岸壁の整備に向けた詳細設計を実施する。

④ 復旧・復興に備える（用地対策課、都市計画課）

ア) 地籍調査の促進

- 津波浸水予測区域となっている沿岸 17 市町村を 7 月末までに訪問し、津波浸水エリアの調査促進を要請する。特に、進捗率が県平均（R2 年度末：約 34%）に達していない市町村には、当該区域（浸水地域）を優先するよう強く要請する。

イ) 震災復興まちづくり訓練の実施

- 全体訓練
県内市町村職員を対象として、仮想被害に基づく行動手順（被災調査から建築制限、都市計画決定等）の訓練を行う。
- 地区別訓練
市町が作成する都市の復興まちづくり計画の策定を後押しをするため、県内 4 市町において復興方針（骨子案）づくりに着手する。（R3 年度予定：東洋町、須崎市、黒潮町、四万十市）

（2）豪雨等災害対策の推進

① 中小河川の治水対策（河川課）

- ダメージを蓄積させない適正な維持管理
 - ・ 国の 5 か年加速化予算を活用し、河床掘削、樹木伐採、堤防補強などを実施する。
 - ・ 緊急浚渫推進事業費を活用し、計画的な維持掘削を実施する。
- 浸水被害の恐れが高い河川の早期改修
 - ・ 交付金・補助事業を活用し、近年浸水被害が発生した安芸川などの改修を推進する。
 - ・ 緊急自然災害防止対策事業費を活用し、和食川などの局部的な改修を推進する。
- 流域治水プロジェクトの策定・公表
 - ・ 松田川、与市明川（R3 年 8 月）
 - ・ 鏡川、国分川、安芸川、伊尾木川（R4 年 3 月）

② 河川の再度災害防止対策（河川課）

- 宇治川流域
 - ・ 国：宇治川排水機場のポンプ増設工事（R1 年度完了）
 - ・ 県：天神ヶ谷川の河川改修を継続する。（R3 年度完了）
 - ・ いの町：ポンプ場整備工事（R2 年度完了）

- 日下川流域
 - ・国 : 放水路トンネル工事を継続する。(R4 年度完了)
 - ・県 : 日下川及び戸梶川の改修を継続する。(R3 年度完了)
 - ・日高村: 局所的に低い家屋への浸水対策として止水壁等の対策工を継続する。(R3 年度完了)
- 相ノ沢川流域
 - ・県 : 楠島川放水路工事を継続する。(R4 年度完了)
 - ・国 : 楠島川放水路樋門工事を継続する。(R4 年度完了)
 - ・四万十市: 楠島川排水機場工事を継続する。(R3 年度完了)

③ ダム建設事業の推進(河川課)

ア) ダム再生事業の推進

- 早明浦ダム: 地元関係自治体と連携協力し、水資源機構と調整を行い、事業の円滑な進捗を図る。
- 鏡ダム、永瀬ダム: 交付金(ダム再生計画策定事業)を活用し、ダム再生計画の策定に向けた基礎調査を継続する。

イ) 新規ダム建設事業の推進

- 和食ダム: ダム本体建設工事を継続する。
- 春遠ダム: ダム本体の詳細設計及び積算業務を実施する。

④ 県内各ダムの治水機能強化(河川課)

R2 年度に、国と県は県内にある各ダムで治水協定を締結。R3 年度からは、一定規模以上の降雨が予想される場合には、本協定に基づき事前放流を実施する。

⑤ 海岸における高潮・高波対策の推進(港湾・海岸課)

- 野根海岸ほか5 海岸において離岸堤等の整備を実施する。
- 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模の高潮による浸水が想定される区域(高潮浸水想定区域)の指定に向けた検討に着手する。

⑥ 土砂災害対策の推進(防災砂防課)

ア) 土砂災害リスクの軽減

- 市町村や関係機関と連携して住民説明会を開催し、基礎調査結果を住民に周知したうえで土砂災害特別警戒区域等の指定を促進する。
- 近年全国的に多発している豪雨により土砂災害のリスクが高まっていることを踏まえて、市町村の災害対応訓練や防災学習会への指導・支援の取り組みを強化する。

イ) 土砂災害防止対策実施方針の策定

- 基礎調査結果に基づき、県・市町村における役割分担を明確にし、今後の対策工事の実施方針を策定することで総合的な土砂災害対策を推進する。

(3) 観光振興、地場産業など、地域経済活性化を支援

① 四国8の字ネットワーク等の整備促進（道路課）

地域の経済活動を支える高規格道路の整備

- 事業中区間の早期開通、計画段階評価完了区間の早期事業化を国に対して効果的に提言していく。
- 事業の促進に向け、地元対策を積極的に推進する。（周辺整備予算の積極的な配分）
- 事業を円滑に進めるため、市町村によるルート沿線の地籍調査を促進する。
- 公表した開通見通し年度の開通に向けた着実な整備及び、開通見通し未公表箇所での早期開通に向けた整備促進が図られるよう整備効果のPRや関係機関と連携した提言活動を行う。
- 未事業化区間（宿毛～内海、奈半利～安芸）の新規事業化までに必要な手続きが円滑に進められるよう関係機関等と連携して国を支援する。

② 観光振興や地場産業を支援するインフラの整備（道路課、都市計画課、公園下水道課）

ア) 産業振興推進計画地域アクションプランの取り組みを支援する道路の整備

- 道路改良：県道安田東洋線（ゆず）、県道足摺岬公園線（観光）等
- 1.5車線の道路整備：県道興津窪川線（水産物）、県道安満地福良線（養殖漁業）等

イ) はりまや町一宮線（はりまや工区）の整備促進

- 必要に応じて工事アドバイザーから助言をいただきながら早期完成に向けて工事を促進する。

ウ) 高知観光キャンペーン「リョーマの休日」の取り組みに資する施設整備等

- 既存施設の老朽化対策など、公園を快適に利用してもらうための施設改修を継続する。
- キャンペーンにタイアップした指定管理者によるイベント等を開催する。

エ) 「第2期高知県スポーツ推進計画 Ver. 4」と連携した公園施設等の整備

- 令和4年度全国高等学校総合体育大会に向けて、春野総合運動公園施設の機能強化や利用環境の改善に取り組む。（テニスコート人工芝改修、ソフトボール場天然芝改修、運動広場D照明施設整備、運動広場B排水施設整備）

③ 中山間地域の活性化の推進と安全・安心の確保（道路課、住宅課）

ア) 中山間地域の産業振興の支援に必要なインフラ整備

- 1.5車線の道路整備を5か年加速化対策も活用しながら99箇所を推進する。
 - ・ 県道西土佐松野線（集落活動センターみやの里）、県道石鎚公園線（集落活動センター氷室の里）、県道坂瀬吉野線（集落活動センター汗見川）など

イ) 空き家など住宅ストックを活用した移住促進

- 空き家の再生・活用により130戸以上の移住希望者向け住宅等の確保（少子化対策としての子育て世帯向け住宅、高齢者対策住宅等を含む）を支援する。
 - ・ 市町村等の信用力と民間活力を活用した空き家の再生・活用の取り組みを進める。
 - ・ 専門家の育成と専門家グループによる空き家の再生活用・所有者への支援体制を強化する。

④ インフラの着実な維持管理（道路課）

道路インフラの定期点検を行い、点検結果に基づき効率的・効果的な修繕を実施（R3年度末：トンネル87%・橋梁76%）

- トンネル49本、橋梁515橋の点検を完了させる。
- トンネル84本、橋梁76橋の修繕対策を実施する。
- 市町村の行う点検や修繕の技術支援（高知県建設技術公社への一括発注など）を行う。

⑤ 建設業の活性化を支援（土木政策課、技術管理課）

建設関係各団体や建設業協会各支部との意見交換を行い、多面的に要望や意見を集約し、必要に応じて制度等を改善する。

ア) 公共工事の品質と担い手の確保

- 5か年加速化対策を推進させるため、県として端境期対策に取り組む。
- 市町村に対し、工事の平準化の取り組みを働きかける。
- 余裕工期設定工事における余裕期間を延長する。（60日程度→90日程度）
- 現場実態に応じた積算への反映を実施する。

イ) 県内建設業の活性化への支援

- 建設業活性化事業費補助金によりイベントの開催など魅力発進等への支援を実施する。
- 雇用環境改善や建設業働き方改革支援研修を開催し、経営者への意識付けを行う。
- 建設業働き方改革等支援アドバイザー制度による支援を実施する。（経営アドバイザー、社労士などによる支援）
- 建設業の魅力発信や、入職・定着促進つながる事業、技術開発支援の取り組みに補助を実施する。

ウ) コンプライアンス確立に向けた取り組み

- 事業者向け研修を実施する。（土木一式：A等級100%、B等級90%、C等級70%、D等級50%以上）
- 県・市町村職員向け研修を実施する。（特に、市町村への参加要請、土木部全職員）

エ) 「高知県建設業活性化プラン」の見直し

- 建設業界や外部有識者の意見をもらいながら、現状・課題に即した取組の改善、見直しを行う。
- 「人材確保策の強化」、「生産性向上の推進」に向けたプラン策定を進める。

⑥ 「第2期高知新港振興プラン」の推進 及び「第3期高知新港振興プラン」の策定（港湾振興課）

ア) 「第2期高知新港振興プラン」の実現に向けた取り組み

- コンテナ貨物取扱量の増加及び新たな航路の誘致
 - ・ 県内貨物の利用促進によるベースカーゴを確保する。（集貨）
 - ・ 海上輸送による農林水産物の輸出を拡大する。（創貨）
 - ・ コンテナ航路の充実に必要な施設を整備する。
- バルク貨物取扱量の増加
 - ・ バルク船の大型化に対応した荷役機械の機能を向上させる。

- クルーズ客船の円滑な受入と誘致の取組強化
 - ・発着地別・船別の傾向や特性を把握し、船別に目標値を設定した誘致活動を展開する。
 - ・効果的で持続可能な受入体勢を構築する。
 - ・安全で快適な寄港を実現するための港湾機能を強化する。
- 物流（コンテナ、バルク）及びクルーズ観光の共存
 - ・客船ターミナルの完成にあわせ、客船を7-3岸壁へ誘導するなど岸壁の効率的な利用を促進する。
 - ・コンテナヤード（物流施設含む）、バルクヤード、客船寄港時の駐車スペース、高台用地等の土地の効率的な利用を推進する。

イ)「第2期高知新港振興プラン」の総括、「第3期高知新港振興プラン」の策定

- 「第3期高知新港振興プラン」を課題別部会開催等を通じて策定する。

⑦ 高知新港の企業用地の利活用 及び 宿毛湾港工業流通団地への企業誘致等の推進（港湾振興課）

ア) 高知新港の企業用地

- 輸出入を通じた産業振興やにぎわいづくりに資する企業を誘致する。（高台用地については、更に災害時の緊急避難場所としての活用）

イ) 宿毛湾港工業流通団地

- 宿毛市等地元団体と連携した誘致方針の検討や誘致活動を行う。

ウ) 両港共通

- 企業発掘調査等を通じた誘致活動と企業用地のPRを行う。
- 進出企業へのアフターフォローを徹底する。

（4）インフラ分野のデジタル化推進（技術管理課）

- タブレットや大型モニターを利用したWEB会議や遠隔臨場を実施する。
- 建設業デジタル化促進モデル事業を実施する。（高知県建設業活性化プラン）
- 電子申請（建設業許可、占用許可等）、電子契約の検討を行う。
- 道路、河川等の施設台帳や管内図等のGIS化の検討を行う。